

印紙税額一覧表抜粋

番号	文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）			
1	1. 不動産、鉱業権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	記載された契約金額が			[*1]
		1万円未満	非課税	5千万円以下	2万円；1万円
		10万円以下	200円	1億円以下	6万円；3万円
	2. 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	50万円以下	400円；200円	5億円以下	10万円；6万円
		100万円以下	1千円；500円	10億円以下	20万円；16万円
1	3. 消費貸借に関する契約書	500万円以下	2千円；1千円	50億円以下	40万円；32万円
	4. 運送に関する契約書	1千万円以下	1万円；5千円	50億円を超えるもの	60万円；48万円
	(注) 運送に関する契約書には、備船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。			記載のないもの	200円；200円
	[*1] 上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までに作成されるものについては、契約書に記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。				
2	請負に関する契約書	記載された契約金額が			[*2]
	(注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家・プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。	1万円未満	非課税	5千万円以下	2万円；1万円
		100万円以下	200円	1億円以下	6万円；3万円
		200万円以下	400円；200円	5億円以下	10万円；6万円
		300万円以下	1千円；500円	10億円以下	20万円；16万円
2		500万円以下	2千円；1千円	50億円以下	40万円；32万円
		1千万円以下	1万円；5千円	50億円を超えるもの	60万円；48万円
				記載のないもの	200円；200円
	[*2] 上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までに作成されるものについては、契約書に記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。				
3	約束手形、為替手形	記載された手形金額が			
	(注) 1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。	10万円未満	非課税	1億円以下	2万円
		100万円以下	200円	2億円以下	4万円
		200万円以下	400円	3億円以下	6万円
		300万円以下	600円	5億円以下	10万円
3	2. 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	500万円以下	1千円	10億円を超えるもの	20万円
		1千万円以下	2千円	手形金額の記載のないもの	非課税
		2千万円以下	4千円	手形の複本又は謄本	非課税
		3千万円以下	6千円		
		5千万円以下	1万円		
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	記載された券面金額が			
	(注) 出資証券には、投資証券を含みます。	500万円以下	200円	5千万円以下	2千円
		1千万円以下	1千円	1億円以下	1万円
7	継続的取引の基本となる契約書				
	(注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めがないものは除きます。				4千円
17	売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	記載された受取金額が			
	(注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。	5万円未満	非課税	5千万円以下	1万円
		100万円以下	200円	1億円以下	2万円
		200万円以下	400円	2億円以下	4万円
		300万円以下	600円	3億円以下	6万円
17		500万円以下	1千円	5億円以下	10万円
		1千万円以下	2千円	10億円以下	15万円
		2千万円以下	4千円	10億円を超えるもの	20万円
		3千万円以下	6千円	受取金額の記載のないもの	200円
	2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。				

10万円以下又は10万円以上…10万円は含まれる。10万円を超え又は10万円未満…10万円は含まれない。（2025年12月現在）
 ※法改正により変更になる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。